

青年等就農計画制度について

新たに自ら農業を始める方が「青年等就農計画」を作成し、それを市が認定をするものです。（平成26年9月までは県で認定）

この認定を受けた新規就農者は、重点的に支援を受けることができます。（就農当初に必要な営農資金の融資など）

青年等就農計画の認定を受けることが、農業次世代人材投資資金の交付要件になっております。

対象者

対象者は、指宿市内において新たに自ら農業経営を営もうとするまたは農業経営を開始してから5年以内の青年等で以下のいずれかに当てはまる者

- ① 認定申請時に18歳以上45歳未満の青年
- ② 65歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究または指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業または農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究または指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- ③ ②のアまたはイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員を過半数を占める法人
 - ※ 夫婦での共同申請、複数市町村への申請、親元就農であっても経理を区分（通帳、帳簿の管理等）して農業経営を開始する場合の申請が可能
 - ※ 既に認定農業者の認定を受けた者は対象外

認定要件

1 青年等就農計画が以下の基準に適合していること

- ① 計画が市の基本構想に照らし適切なものであること。

経営開始5年後には、農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で個人経営で146万円以上、年間労働時間1,200時間以上2,000時間程度の水準を目標とすること。
- ② 計画が達成する見込みが確実であること。
- ③ 45歳以上65歳未満の個人の場合にあっては、その有する知識及び技能が計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

2 過去5年以内に自ら主体的に農業経営しているまたはおおむね1年以内に農業経営を開始すること。

認定取消

- 1 対象者としての要件、認定要件を満たさなくなった場合
- 2 農業経営を中止した場合
- 3 青年等就農計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合

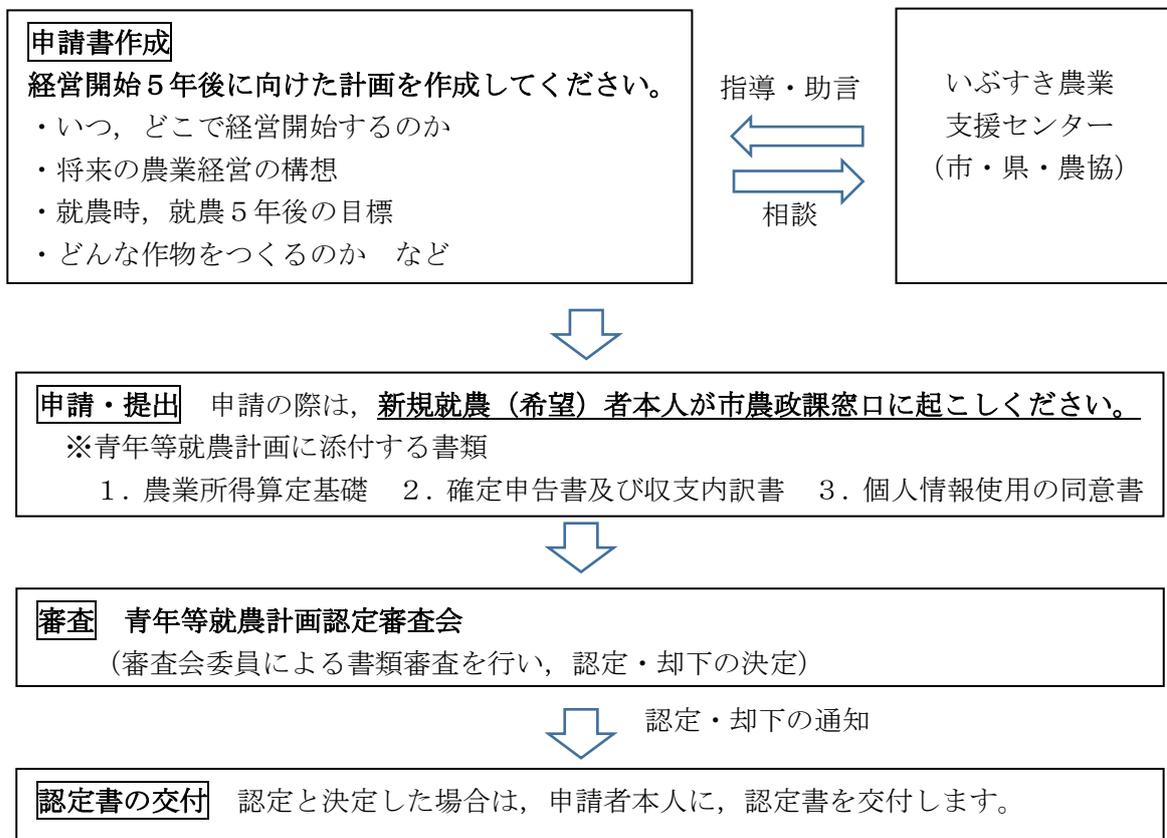
⇒ 計画の達成に必要な農業経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農産物を適切に生産していない場合、農業生産などの従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合など

☆認定を受けた方は原則として全員自らが所得税の確定申告を行うことが必要です。

認定新規就農者であることを要件とする主な各種支援施策

- ① 農業次世代人材投資事業（経営開始型）※45歳未満
就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金（年間最大150万円）を給付
- ② 青年等就農資金（無利子融資）
農業経営の開始に必要な機械・施設の取得等のための資金について無利子貸付
借入限度額:3,700万円 償還期間:12年内（据置期間5年以内）
- ③ 経営体育成支援事業（融資主体補助型）
適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体である新規就農に対し、農業用機械等の導入を支援
補助率 3/10以内（上限額 300万円）
- ④ 経営所得安定対策（27年産から）

認定を受けるときの流れ



※詳しくは、指宿市農政部農政課担い手支援係（TEL0993-22-2111 内線715）までお問い合わせください。